

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月24日(火) 午後1時25分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(11人)

会長	11番	巴	敏	博
委員	1番	川	瀬	保子
	2番	安	部	仁
	3番	青	山	秀樹
	4番	小	林	正弘
	5番	嶋	田	治仁
	6番	乃	村	浩継
	7番	松	田	耕治
	8番	五	島	栄一
	9番	上	野	安男
	10番	細	川	幹生

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 報告第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第5 報告第5号 最適化活動の目標の設定等について

第6 報告第6号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について

第7 報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第8 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

第9 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

第10 議案第10号 河川敷地占用権の譲渡について

第11 議案第11号 津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について

第12 議案第12号 農地利用集積計画の変更について

第13 議案第13号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 石川 勝己

事務局係長 宮田 望

6. 会議の概要

事務局長：ただ今から令和8年第3回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長：令和8年第3回総会にご出席ありがとうございます。今回で現体制での最後の総会となります。皆様におかれましてはこの3年大変お疲れ様でした。今回で退任される上野委員細川委員のおふたりにおかれましては、長い間大変お疲れ様でした。また、局長は2年でありましたが、道外研修に一緒行ったりといい思い出となり、ありがとうございました。残られる委員さんにおかれましては来月からまた3年間よろしくお願いいたします。それでは総会に入っていきますのでよろしくお願いいたします。

議長： ただいまの出席委員は、全員です。
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： **日程第1「会議録署名委員の指名」**を行います。
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に7番松田委員、8番五島委員を指名いたします。

議長： **日程第2「会期の決定」**をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： **日程第3「諸般の報告」**を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長： **日程第4 報告第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」**を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 報告第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」ですが、先月の協議事項で提示させていただいた内容から変わっておりません。詳しい内容については、割愛させていただきますが、こちらの指針については、法に基づき、農地等の利用の最適化に関する目標等を定めたもので、3年に一度見直しをしているものでございます。今回の制定した指針については、前回制定したものから考え方や内容について大きく変わったところはありません。概要としては、令和15年に目指す目標として、遊休農地を発生させない、集積率を現状のまま維持するという目標を掲げているという内容でございます。説明は以上です。

議長： 報告が終わりました。
報告第4号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議長： 質問等がないようですので
報告第4号については、報告のとおりご了承願います。

議長： **日程第5 報告第5号「最適化活動の目標の設定等について」**を議題とします。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 報告第5号「最適化活動の目標の設定等について」ですが、こちらも先月の協議事項で提示させていただいた内容から変わっておりません。詳しい内容については、割愛させていただきますが、こちらの目標の設定については、先ほど報告いたしました指針により単年度の活動目標等を設定するものであります。内容については、前年から大きく変わったところはありません。目指す目標として、遊休農地を発生させない、集積率を現状のまま維持するという目標を掲げているという内容でございます。説明は以上です。

議長： 報告が終わりました。
報告第5号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議長： 質問等がないようですので
報告第5号については、報告のとおりご了承願います。

議長： **日程第6 報告第6号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」**
を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 報告第6号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」ですが、今回確認したのは3件で、法人は記載のとおりです。
要件については、すべて適となっております。以上です。

議長： 報告が終わりました。
報告第6号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議長： 質問等がないようですので
報告第6号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第7 報告第7号「農地法第3条の3規定による届出の受理について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第7号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を説明いたします。所有権の移転です。

番号5

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

土地の所在 恩根●● 他 33筆 公簿・現況地目は記載のとおり

合計面積 ●●m² 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和7年11月7日 届出理由 死亡による相続

番号6

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

土地の所在 活汲●● 他 8筆 公簿・現況地目は記載のとおり

合計面積 ●●m² 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和7年12月26日 届出理由 死亡による相続

該当地は次頁に添付しております。報告は以上です。

議長： 報告が終わりました。
報告第7号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議長： よろしいでしょうか。報告第7号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 日程第8 議案第8号「賃貸借の合意による解約について」

事務局： 議案第8号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。
賃貸借による合意解約です。

番号6

賃貸人（ちんたいにん） ●●

賃借人（ちんしゃくにん） ●●

土地の所在 美都●● 計3筆 地目 畑

合計面積 ●●㎡ 種類 貸借権

内容 普通畑

始期 令和5年4月1日 終期 令和9年11月30日

全契約地 ●●㎡

合意が成立した日 令和8年2月20日

番号7

賃貸人（ちんたいにん） ●●

賃借人（ちんしゃくにん） ●●

土地の所在 東岡●● 計1筆 地目 畑

合計面積 ●●㎡ 種類 貸借権

内容 普通畑

始期 令和5年11月30日 終期 令和15年11月30日

全契約地 ●●㎡

合意が成立した日 令和8年3月5日

番号8

賃貸人（ちんたいにん） ●●

賃借人（ちんしゃくにん） ●●

土地の所在 東岡●● 計1筆 地目 畑

以下番号7と同じです。

次頁に該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。
説明は以上です。

議長： 説明が終わりました。
議案第8号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終結します。
これより議案第8号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第9 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

(賃借権)

番号7

貸主 ●●

借主 ●●

土地の所在 美都●●外 合計 3筆

地目 公簿、現況は記載のとおりです。

面積 ●●㎡ 利用状況 普通畑

契約種類 賃借権

始期 令和8年3月25日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円

設定後事業面積 ●●㎡

次頁以降に法第3条に係る調査書、該当地を航空写真で添付しております。
説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第9号について質疑を行います。

議 長： よろしいでしょうか、質疑を終結します。これより議案第9号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第10 議案第10号「河川敷地占用権の譲渡について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第10号「河川敷地占用権の譲渡について」説明いたします。

番号1

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

河川名 一級河川網走川水系津別川 所在 美都●● 地先

占用目的 畑 面積 ●●㎡

許可所管庁名 北海道知事（オホーツク総合振興局 網走建設管理部）

番号2

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

河川名 一級河川網走川水系津別川 所在 美都●● 地先

占用目的 畑 面積 ●●㎡

許可所管庁名 北海道知事（オホーツク総合振興局 網走建設管理部）

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。

説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第10号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。これより議案第10号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第10号については原案のとおり可決することに

決定いたします。

議 長： 続きまして日程第 1 1 議案第 1 1 号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 1 1 号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を説明します。

番号 1

所在地 岩富●● 公簿・現況 畑

面積 ●●m² 用途区分 農用地区域

変更内容 変更 変更理由 農舎を建設するため

申請者 ●●

該当箇所の航空写真を次頁から添付しております。

説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第 1 1 号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第 1 1 号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第 1 1 号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第 1 2 議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の変更について」を説明いたします。

変更となる案件は令和 5 年第 1 0 回総会の議案第 2 8 号、番号 2 1 号。

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

変更内容は道営事業により東岡●●の賃貸借を解約するものとなっております。

次に令和5年第10回総会の議案第28号、番号は22号。

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下、先ほど説明した内容と同じです。説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第12号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。これより議案第12号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： **日程第13 議案第13号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」**

を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第13号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を説明させていただきます。

賃貸借

番号27

移転をする者 ●●

移転を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 高台●● 計6筆 地目 畑

合計面積 ●●㎡ 移転種類 賃借権 内容 普通畑

始期令和8年4月15日終期令和13年2月12日

借賃 ●●円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号28

移転をする者 ●●

移転を受ける者 美都 ●●
所有権移転する土地 所在 美都●●外 計5筆 地目 畑
合計面積 ●●m² 移転種類 賃借権 内容 普通畑
始期令和8年4月15日終期令和13年2月12日
借賃 ●●円
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号29

移転をする者 ●●
移転を受ける者 ●●
所有権移転する土地 所在 高台●●外 計3筆 地目 畑
合計面積 ●●m² 移転種類 賃借権 内容 普通畑
始期令和8年4月15日終期令和13年2月12日
借賃 ●●円
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。
説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第13号については、27番から29番まで3件ございますが、うち27番については●●委員が議事参与の制限の対象となりますので、先に28番、29番についての質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。これより議案第13号のうち、28番、29番について採決します。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第13号のうち、28番、29番は原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、27番の質疑となりますが、●●委員が津別町農業委員会総会会議規則第15条の議事参与の制限の対象となりますので、一旦、退席願います。

[●●委員退席]

議 長： それでは、議案第13号のうち、27番についての質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第13号のうち、27番について採決します。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第13号のうち、27番は原案のとおり可決することに決定いたします。

※協議事項→協議内容別紙記載

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦労様でした。

(終了 午後2時00分)